

## 浦安市告示第153号

浦安市特定私立幼稚園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市特定私立幼稚園運営費補助金交付要綱（令和2年告示第124号）の一部を次のように改正する。

別表給食材料費補助事業の項補助基準額の欄中「4,700円」を「4,800円」に改め、同表一時預かり補助事業の項補助基準額の欄中「令和5年7月31日付けこ成事第365号こども家庭庁長官通知」を「令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知」に改め、同表の備考の2中「平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知」を「令和6年3月30日付け5文科初第2592号・こ成保発第191号文部科学省初等中等教育局長・こども家庭庁成育局長連名通知」に改める。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表給食材料費補助事業の項の規定は、令和6年4月1日から適用する。